

の言う「非常に有効な手段」にもなりえず、「敷地の周辺で起きる地震の現象を正しく評価した上で、その評価を原子炉施設の安全設計に十分反映しているかどうかを確認する」とした正しい評価の資料にもなりえない。

こうした本件安全審査は、垣見証人の「海底の地質を調査する非常に有効な手法でございまして、これによって海底面下の地質構造であるとか、断層が存在しているかどうかということが分かります。」との証言の意志と明らかに反している。この証言の意に沿う調査方法は、スーパーカーだけに頼らず、性質の違った機種、つまり、地質構造を広範囲に読み取れるものと、それよりも浅い範囲に限定されるが、それより解像度が良い機器との複数の機種を併用すべきである。本件安全審査の重要性からして、当然考えられるべき慎重な姿勢である。それは垣見証人の語る「非常に有効な方法」にも通じる調査である。

証人の言う当時の音波探査の性能が今日より劣るものであったなら、当時は、なお複数の機種を駆使して、色々な角度、見方から慎重に本件敷地沖の海底地質構造の調査をすべきである。そうした策を労すれば、本件安全審査においても、本件敷地沖に存在する活断層は発見されていたはずである。

なお言及すれば、証人が「海底の地質を調査する非常に有効な手法でございまして、これによって海底面下の地質構造であるとか、断層が存在しているかどうかということが分かります」（前出）と述べて、あたかも被告らの使用した音波探査が「海底面下の地質構造とか断層がすべて分かる」ごとくに語っている垣見証人の当初の証言は、針小棒大な発言か、あるいは、本件敷地沖海底のズサンな

調査を隠蔽し、いかにも正確な調査が行われたごとくにすり変え、印象づけようとした発言というべきものである。

「2号炉の安全審査当時は、敷地沖合の活断層が一万年前より以降は活動していないであろうと判断をいたしました。ところが、最近、岡村先生のグループが調査された結果、その調査データなどを見ますと、やはり、一万年前以降も活動しているというふうなことが認められます。それで現在では、我々も、この活断層は一万年前以降も活動したと考えるべきだというふうなことを書いてあるわけです。」との垣見証人の証言は、当時の本件安全審査が如何にズサンに行われたかの証であり、本件安全審査は信用できない。

(次号に続く)

## 会計報告 ('99.6/1~6/30)

### 収入

会費	12,000
ニュース講読料	42,000
コピー代	4,960
計	58,960

### 支出

ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,375
振替手数料	910
資料費	3,141
コピー料	8,340
公判支援カンパ	30,000
公判参加補助	15,000
計	89,616

差引 -30,656

積立金合計 1,831,185

# 伊方訴訟ニュース

第311号  
1999年7月15日

## 伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒560-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル  
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

## 2号炉公判を傍聴して 私の原発体験

原発なしで暮らしたい松山女の会  
渡部さつき

18,9年前、職場の仲間に誘われて伊方原発に行きました。その頃、原発に問題があることは知りませんでした。松山から伊方まで、お互いを見失わないよう、目印の旗を飾って車を連ねた道中は実に楽しいリクリエーションでした。そして到着した目的地はビクターズハウスと呼ばれるところです。皆でお弁当を広げていると、敷地に隣り合わせたミカン畑に年輩の男性が二人現れ、私たちに向かって何か話しを始められました。かたわらには一人の女性の姿もありました。

その後出力調整実験を機に運動に関わり始めてから、原発が様々な危険を抱え込んだ社会装置であり、その時出会った人たちが伊方訴訟の原告の方々とそのご家族であることも知りました。もっとも、最初に「原発ってなんだか不気味」と思ったのは、その楽しいリクリエーションの帰路です。松山まで帰り着いた時、運転していた人が呟いたのです。「後ろの車が伊方からずっと尾けてきた・・・」と。びっくり仰天してしまいました。

だから伊方裁判のことは、ずっと前から知っています。いままで傍聴しなかったのは、我

ながら裁判という制度を信頼していなかったからだと思います。

丁々発止の大声を想像しながら開いた扉の中に入ると、書面を読み上げる原告の声が静かに流れていました。その法廷の中で四角に向かい合う人々、その各辺にそれぞれ居眠りしている人がいました。法廷で居眠りしている人は、どういう立場の人であれ、私と同様、裁判という制度を本当には信頼していない人だと思います。そして司法の世界は儀式化し、居眠りされても仕方がない状況だろうと思います。「日独裁判官物語」という記録映画を見ましたが、それを見るときに日本の司法制度がお粗末極まりないものであるかよく分かります。

今回初めて傍聴し、一番衝撃を受けたのが被告席に並んでいる若い人達の存在でした。通産省に入省後間もない人達が教育を受けているのだと教えて貰いました。あの若い人達が一体何を感じ、何を考えていたのか知りたい。彼らのような若い人達にとって、今、原発はどんな存在なのでしょう。

先日、次回公判を多くの人に注目して貰いたいと思う人達が、催しの準備会を開きました。しばらく会えないでいた人達と、また若い人達と出会えるような催しを楽しみにしています。

## 原告準備書面

(立地条件八)

(1999年6月4日提出)

(その1)

### はじめに

本件敷地沖に、一万年前以降も活動している活断層が、岡村 真高知大学教授らのグループによって発見されたことは、原告らは96年8月提出の準備書面で指摘している。この活断層は活動度がA級で、岡村教授が確認した活断層系だけでも延長70キロにも渡る。

本件原子炉の設置許可を認めた被告らも、岡村教授らの発見した本件敷地沖の活断層の存在を否定できず、本件安全審査で見落とししていたことを認めている。立地に際して、こうした重大な問題をなぜ本件安全審査が見落とししていたのか。本件安全審査委員会調査委員だった被告側の垣見俊弘証人の本法廷の証言から、本件敷地沖の活断層を見落とししたズサンな本件安全審査が浮き彫りにされた。そうしたズサンな本件安全審査がなぜ行われたか、要点だけをとりあえず指摘しておきたい。

本件原子炉の設置は、原告ら本件原子炉周辺に住む我々の生命・財産はおろか、日本列島一帯に生活する人々、生き物たちの生存権さえも脅かすものである。そのことは、米国のスリーマイル島原子力発電所や旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所事故などで、不幸にも立証されている。そうしたことを鑑みると、本件安全審査の重さは、他の審査に類がないほどの重大な問題、責任を抱えている。それは、我々だけに留まらず、将来本件原子炉設置周辺で生計を立てていく我々の子や孫、さらには、この列島の未来に生活する者たちの命や健康さえ担っている。それだけに、いい

加減な論理や、つじつま合わせの架空の数式など並べて審査を行えるものではない。ましてや、手抜きなズサンな審査、審査に関わる調査などは許されるものではない。それは、本法廷の裁判官、裁判所職員、本件敷地周辺に住む者を含めた我々ばかりではなく、人類や科学に対する冒瀆であり、犯罪である。

被告らも認めざるを得なくなった本件敷地沖の活断層の存在が明らかになった今、ズサンな本件安全審査が明らかにされた。今後には禍根を残さぬために即刻、被告らの行った本件原子炉の設置許可は取り消されるべきである。我々の将来、子供たちの未来、そしてあらゆる生き物たちに背負いきれぬ重荷を残さぬためにも、勇気ある行為が本件法廷に求められている。

### 被告らは、本件敷地沖に一万年前以降に活動している活断層が存在しているのを見落とししたことを認めている

被告証人の垣見俊弘本件安全審査調査委員は、本件安全審査に使用した音波探査について、次のように証言している。

「海底の地質を調査する非常に有効な手法でございました。これによって海底面下の地質構造であるとか、断層が存在しているかどうかということが分かります。」(第49回口頭弁論・垣見調書31頁)と述べ、あたかも被告らの使用した音波探査が本件敷地海底面下の地質構造や断層を調べる上で、「非常に有効な手段」であったかのごとくに語っている。

しかし、被告らの使用した音波探査(スパーカー)は、海底下の地質構造、断層が存在しているかどうかを知るためには、十分なものではなかったことは、被告自らや被告の尋問

を受けた垣見証人が図らずも明らかにした。

第62回口頭弁論において、被告の質問に答えて垣見証人は「2号炉の安全審査当時は、敷地沖合の活断層が約一万年前より以降は活動していないであろうと判断をいたしました。ところが最近、岡村先生が調査された結果、その調査データなどを見ますと、やはり、一万年前以降も活動しているというふうなことが認められます。それで現在では、我々も、この活断層は一万年前以降も活動していたと考えるべきだというふうなことを書いてあるわけです。」(第62回口頭弁論・垣見調7頁裏)と述べ、「当時の音波探査記録だけからそのような判断をするのは、無理だったというふうに思っております。」(同調書8頁)と、本件原子炉敷地沖に一万年前以降も活動していた活断層を見つけることができなかったのは、本件安全審査当時の調査方法が不十分であったことを、認めている。

### 本件安全審査は、精度の悪い音波探査を使用したズサンな調査で本件敷地沖のA級活断層の存在を見落としした

まず、被告らの使用した音波探査の性能がいかに向きの悪いものであったか。被告側垣見俊弘証人の発言から指摘したい。

「この断層は、垂直、上下の変位量とともに、横ずれの水平変位量もかなり大きなところでございますが、岡村先生もこの水平変位量というのは、スパーカー(原告注:ソノプロブの誤り)の方法では原理的に求めることはできませんので、垂直変位量から類推した水平変位量を推定しておられるようなんですけれども、先ほども申し上げました、地溝状の落ち込みが真の変位量を表すとはちょっと考えられませんが、それに基づいた水平

変位量の推定にも問題があるとは思っております。まあ、A級ではあり得ないと私は言っているわけじゃありませんので、岡村先生の計算方法には問題があるのではないかと、そう申し上げているわけです。」

「そうしますと活動度については厳密には求めがたいということになるのでしょうか」との被告の間に、「そうですね、岡村先生のデータによっても厳密に求めることは難しいのではないかと思っております。」と証言している(第62回口頭弁論・垣見調書10頁裏)。ソノプロブでは、水平変位量の算出は厳密に求める事はできない、と。

しかし、水平変位量、横ズレが分からないのはソノプロブばかりではない。本件安全審査に使用したスパーカーも同じである。垣見証人はスパーカーの性能について、原告らの質問に答えて「横ズレの量を出すには不十分である」と証言している(第51回口頭弁論・垣見調書59頁)。ソノプロブに限ったことではなく、スパーカーも同じである。

こうした証言から、本件安全審査に使用したスパーカーは、ソノプロブより解像度が悪く地質、地層の判読が分かりにくい機種であることが分かる。横ズレ変位量も分からず、その上解像度の悪いスパーカーを使った事が、本件安全審査時に本件敷地沖に存在するA級の活断層の存在を見落としした要因であることが証人の証言で明らかになった。

少し長い引用になるが、垣見証人は被告との間に次のような尋問を交わしている。

被告「現在では一万年前以降の活動も認めるべきだと判断しているというご証言なのですが、2号炉当時の調査結果でそういった約一万年前以降の活動を認めるべきだという判

断は可能だったのでしょうか。」

証人「残念ながら、当時の音波探査の記録だけから、そのような判断をするのは無理だというふうに思っております。」

被告「当時の調査結果から、そのように判断することは困難だったということですね。」

証人「はい。」

被告「そのような一万年前以降の活動性が認められるかどうかという点について、そういった解釈の違いが出てきた理由というのは何に起因するのでしょうか。」

証人「ひと言で申しますと、その当時使った方法と岡村先生の使われた方法との解像度の違いということになると思うのですが、2号炉当時に用いられた音波探査の方法は、それはスパーカーという手法でございます。それで、このスパーカーという方法は、海底の比較的浅い部分から深い部分までを汎用的に情報を得る方法でありまして、現在も一般的な海底調査に使われているんですが、それに対して岡村先生の用いられた手法はソノプローブという方法で、これは海底のごく表層の、表面の部分を、非常に柔らかい地層の分布しているところを詳しく調査できる方法でございます。その代わり、地下の深いところでは、それ以下の情報を得ることができないという問題も持っているわけなんです。ソノプローブ自身、最近、解像度が著しく向上したというふうに思っているわけです。したがって、解釈の違いが生じたのは、音波探査の時のスパーカーの方法とソノプローブの方法の海底下のごく浅い部分における解像度の違いに由来するというふうに考えます。」

(第6 2回口頭弁論・垣見調書8頁表裏)。

ここで垣見証人は、はっきりと本件安全審査では、本件敷地沖に、一万年前以降の活動がある活動度がA級の活断層が存在していることが分からなかったのは、「音波探査のときのスパーカーの方法とソノプローブの方法の海底下のごく浅い部分における解像度の違いに由来するというふうに考えます。」と証言し、活断層を見落としていた事は、本件安全審査が採用した解像度の劣るスパーカーという音波探査を使ったことに由来すると語っている。

すでに原告らが証拠(甲119号証)で示しているとおり、この活断層は活動度がA級で、二つの活断層群の合計の長さは55キロ(二つの断層系としたら70キロ)に渡るが、証人はソノプローブは表層部分は「詳しく探査できる方法でございまして」と、ソノプローブの解像度の良さが本件敷地沖の活断層の発見に欠かせない大きな力になったことを証言している。

岡村教授の本件敷地沖の活断層の発見は、ソノプローブなくては、ありえなかったとも言える。

さらに言及しておきたい。

証人はソノプローブは「海底のごく表層の、表面の部分」しか解像できないと強調しているが、証人の強調する「表層、表面」は、岡村教授の調査で明らかのように、数千年から数万年前以降の地層の状況が詳しく判断できるものである。被告らが主張する五万年前以降の断層の存在を判読することを対象にするだけでよい、とする本件安全審査には、スパーカーよりはるかに有効な方法である。

こうした証言からして、冒頭の証人の「当

時の音波探査の記録だけからそのような判断をするのは無理だというふうに思っております。」との証言は、当時スパーカーという音波探査記録だけから判断するのは無理だったということになる。なぜなら、本件敷地沖に活断層があることを鮮明に映し出したソノプローブは、数万年前以降の地層を判別するには、同じ音波探査でもスパーカーより解像度ははるかに良いことを、証人自らが証言しているからだ。被告もそれを否定していない。

#### スパーカーの解像度が悪いのを 分かっていて調査に使用した

ところで証人は、被告の「2号炉当時にソノプローブを用いて実施すべきではなかったか」という点については、いかがでしょうか」との質問に次のように答えている。

「ソノプローブ自身も岡村先生が現在使われているような解像度は持っていなかったわけですが」と証言(第6 2回口頭弁論・垣見調書9頁表)。当時ソノプローブを用いなかったのは、今ほどの解像度がなかったためであったかのような思わせぶりな証言をしている。

だとしたら、当時、今ほどの性能がなかったのはソノプローブだけではなく、本件安全審査に用いられたスパーカーも同じで、当時のものは現在のものと比べると性能は劣っていたことが言える。

余談になるが、垣見証人のこうした証言は、明らかに詭弁であり、このような証言をする証人の科学者としての姿勢、良心まで疑わざるを得ない。その当時からソノプローブは、スパーカーより、解像度が良い性能であったことには変わりがないのである。

本論に戻る。さらに垣見証人は次のように続けている。

「我々が音波探査の方法としてスパーカーという方法を用いたのは、当時は、伊予灘の海域は、地質構造とか活断層があるかないかなんていうのは全く分からない。未知の海域だったわけです。そういうところでは、まず海底調査の常道としてスパーカーの方法を使うのが一般的でした」と言葉をつないでいる(同上調書9ページ)。

が、本件2号炉の音波探査時点(昭和49年10月、11月、昭和50年3月、4月)では、すでに伊方原発1号炉の審査に提出された音波探査(昭和47年10月)がなされている。決して、本件安全審査に提出された音波探査が「未知の海域」を調べたものであったわけではない。すでに、スパーカーによる音波探査は使用していたのである。

ここにも、垣見証人、被告らの欺瞞性がある。それが欺瞞性でないとしたら、すでに調査していた海域を「未知の海域」と見誤ったのは、如何に本件安全審査がズサンであったかの証である。

こうした垣見証人の欺瞞的と思える証言は、解像度が悪い不十分なスパーカーによる音波探査を「非常に有効な手法」との印象を持たせようとしての発言に他ならない。解像度が悪いスパーカーによる音波探査のみでの本件安全審査を行い、その結果、一万年前以降の活断層の活動を見落とした本件安全審査の正当性を主張したいがためである。

確かに、本件安全審査にスパーカーを使った調査は間違いではない。しかし、深部まで分かるという理由だけで、三度も解像度が悪いスパーカーのみを使用したのは、スパーカーという器具だけに偏った視点で本件敷地沖を見たに過ぎず、そうした偏った調査は、証人